

Ⅱ. 後期基本計画

施策55

危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

頻発、激甚化する災害や、複雑多様化する危機に対応した危機管理防災体制が整備され、災害や不測の事態が発生した時に迅速かつ的確な対応が図られ、市民生活の安全が確保されています。

施策の現状

様々な災害に対応するため、防災設備の更新等や、備蓄品の安定確保のほか、市民や行政、事業者、地域などによる主体的な防災体制の整備が求められています。

本市では、災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、情報伝達手段の多重化を図るとともに、老朽化した防災設備の更新と適切な維持管理を行っており、備蓄品については、適正な管理を行い必要な備蓄数量を安定的に確保しています。

また、狭山市防災基本条例に基づき、市民、事業者及び市それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組み、地域防災の充実及び強化を図っています。

市民生活を脅かす事態への対策として、危機管理体制の整備・強化の重要性も増しており、市民生活を脅かす事態に備え、「国民保護に関する狭山市計画」^{*1}に基づき、様々な危機に迅速に対応ができるよう危機管理体制の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、市民の日常生活に大きな影響を及ぼす事態についても、迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の充実に取り組んでいます。

施策の課題

- 頻発、激甚化する災害や複雑多様化する市民生活を脅かす事態に迅速かつ的確に対応するため、地域防災力の向上と総合的な危機管理防災体制の強化が必要です。
- 防災対策において必要な、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があります。

主なとりくみ

(1) 個別行動マニュアルの整備、初動体制の強化

- 地域防災計画^{*2}、業務継続計画^{*3}、国民保護計画に基づく個別行動マニュアルを整備するとともに、PDCAマネジメントサイクル^{*4}に基づいた見直しを随時行い、各種訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関・各種関係団体などとの連携を強化します。また、災害時における初動体制の強化に取り組むとともに、自衛隊や警察との協力体制を強固なものとし、総合的な危機管理

- 防災体制の構築を推進します。
- (2) 自助・共助による地域防災力の向上
- 自治会などを基本とした自助・共助による地域防災力の向上に努め、避難行動要支援者※⁵避難支援体制の強化を推進します。
 - 市全域にわたり自主防災組織を育成し、災害用資機材の配備を充実するとともに、自主防災組織の連合体を構築し、地域全体での被害の拡大を防ぎます。
 - 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等が、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画を作成する取り組みに積極的な支援及び協力を行います。
- (3) 災害応急対策の充実
- 災害時の物資や資機材の備蓄を拡充させるとともに、防災行政無線設備や災害用給水設備などの維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実に取り組みます。
- (4) 感染症に対する危機管理体制の充実
- 関係機関と連携し、感染症の感染拡大によって生じる危機に対し、総合的に対策を推進できるような危機管理体制の充実に取り組みます。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定の締結件数（累計）	68件	74件
自治会における自主防災組織の結成率 (自主防災組織数÷自治会数)	78.33%	83.33%
自主防災組織リーダー養成講座の参加者数（累計）	254人	632人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 地域防災リーダーを育成し、地域防災力を強化しましょう。
- 日頃から災害や危機に備えるとともに、非常時には自ら行動できるようにしましょう。
- 自治会等が実施する防災訓練に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール1 貧困をなくそう
- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



- ※1 国民保護に関する狭山市計画とは
国が定めた国民の保護に関する基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に、市民の安全な避難や救援、武力攻撃災害の最小化などの措置が取れるよう、狭山市国民保護協議会が作成する計画のこと。
- ※2 地域防災計画とは
災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など（地震、風水害など）に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。
- ※3 業務継続計画とは
災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。
- ※4 PDCAマネジメントサイクルとは
Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。
- ※5 避難行動要支援者とは
高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のこと。